

企経協ブレティン

1979 No. 1784

企業側からみた
中間決算制度の問題点

会計・経理研究者 伊戸川 匡

社団法人 企業経営協会

目 次	1
1. はじめに	2
2. 中間決算制度の性格と内容	2～3
3. 中間決算の実態と問題点	
(1)中間決算は通期損益の予測に役立つか	3～6
(2)損益予測は会計技術論として可能か	6～8
(3)問題をうみだした背景	8～9
4. おわりに	9～10
あとがき	10
結 語	10

昭和54年9月3日

企業側からみた中間決算制度の問題点

会計・経理研究者 伊戸川 匡

1. はじめに

投資家保護を目的とした企業内容開示制度における新中間決算制度が施行されて以来、この54年3月期で満一年を経過し二年目を迎えた。従来の「期間独立主義」から180度転換し、「年間損益予測主義」という全く新しい会計理論の下に中間会計制度の体制整備が進められてきたのだが、この会計理念の意義とその実践に関しては、やはり、省みられるべきことが少なくないように思う。そこでこの理念の問題を中心に、制度の内容につき、中間決算のこれまでの実態等について、概観するとともに、企業の側からみた問題点について述べることにする。

2. 中間決算制度の性格と内容

まず、中間決算制度の性格及び内容については次の通り明文化されている。

- ①「中間財務諸表は、事業年度を構成する中間会計期間に係る有用な会計情報を表示するものでなければならない。この場合において、中間財務諸表作成のための会計処理の原則及び手続きは、一般に公正妥当なものでなければならない」（中間財務諸表規則第3条）。
- ②そして、「中間会計期間に係る有用な会計情報とは、当該会計期間が属する一事業年度の経営成績の予測に資するための会計情報をいう。」（同規則取扱規則第四条）となっている。
- ③更に、ここでいう有用性に関し、「中間財務諸表作成基準2の3」では、「中間財務諸表作成基準の一般原則の一で有用な会計情報といっているのは、中間財務諸表が示す会計情報が、当該会計期間を含む事業年度の損益予測に資するものであることを要すること。」となっている。
- ④又、①の後段に関し、「一般に公正妥当と認められるもの」とは、企業会計審議会の「中間財務諸表作成基準に準拠しているもの」（中間財務諸表規則取扱要領第五）となっている。

以上がこの制度の骨子となっている条項である。そして、これらの内容等について、その後、専門家と称する人達から様々な解説が試みられてきている。そのなかには、これは如何なものかと思われるものもあるが、制度の根源に触れるいくつかをあげると、例えば、中間決算の特質について、中間損益を二倍すれば、期間損益を示すのだということは全く想定されてもいないし、又、通期損益の「絶対的数値」を予測させるものでもないがしかし結論として、通期損益を、あるいは、通期の経営成績の動向

について、大筋として予測できるようなそういう制度にしたのだ、という解説である。加えて、この予測思考を盛込んだ点が、世界に類のない画期的な制度なのだとする解説である。更に、通期損益予測に役立たせる会計手続きとして、費用の繰延・繰上げ計上等、中間期特有の会計処理を特色とした中間財務諸表規則及び中間財務諸表作成基準（以下まとめて「中間規則」という）があり、この中間規則に準拠していれば、その中間財務諸表は「有用な会計情報」であり、「通期の損益予測に役立つ会計情報」なのだとする解説である。

又、通期損益の予測に役立つものにするため、中間財務諸表に数期間の売上高を併記させ、投資家等利用者には、その売上高によって通期損益を予測させるのだ、とする解説がある。つまり、売上高がわかればそれによって損益は予測できるのだ、とする説明である。

かと思えば、**「売上が上期6、下期4のように、売上に上期、下期ばらつきのある企業の損益予想は、いかなる会計手法によっても不可能であると断じている」**解説もある。

以上はそれぞれ、会計規則そのもの、会計学者、公認会計士の解説、公認会計士協会会長、企業会計審議会の見解、会計専門誌、等から引用したもので、たんに私の口がすべったとか不慣れであったためというものでないことをお断りしておきたい。それでも地球が動くのだと主張して、誰にも相手にされなかったガリレオにも似てといえ、いささかオーバーだが、これまで何らの公式の異論もなく、広く定着しているかにみえる常識（中間規則、基準等）に立ち向かうことは容易ではないが、あえて二つだけ問題点として提起しておきたい。

3. 中間決算の実態と問題点

(1) 中間決算は通期損益の予測に役立つか

第一の問題点として、中間決算は、はたして通期損益の予測に役立っているか、又、役立ちうるものであるか、という点である。

周知の通り、中間決算は通期の損益予測に役立つ有用な会計情報を表示するものでなければならないとされた。そして、通期損益の予測に役立たせる会計手続きとして中間規則があり、この中間規則に準拠していれば、その中間決算は「有用な会計情報」であり、「通期の損益予測に役立つもの」とされた。つまり、条文を文字どおり解釈し整理すれば、「有用な会計情報=中間規則に準拠すること=通期の損益予測に役立つもの」という公式に置き換えることができ、これら三つは同質のものとされたということである。この点に関しては、専門家の間においても異論はなさそうだ。しかしながら、このなかで、「中間規則に準拠すること=通期損益に役立つもの」という公式については、正しいとは言えないのではないかと、実

はこれは元々大変無理な公式だったのではないか、というのが私のかねてからの基本的疑問である。

そこで、新制度になってからの上場会社の中間決算の実態はどうであったのか、以下に検証してみた。最初の適用対象となった52年9月期、その後の52年10月期、52年11月期及び52年12月期の四中間期について、東洋経済新報社の会社四季報を基に、その実態をさぐってみた。

その結果、①中間期黒字であったが、通期(下期)で一転して赤字になった会社が17社、②逆に中間期赤字であったが、通期(下期)で一転して黒字になった会社が43社であった。著しく開きのあるいくつかをあげれば、たとえば①については、S社は中間期7.6億円の黒字が通期で一転して2.1億円の赤字になっている。同様に、Y社は中間期1.4億円の黒字が通期で一転して1.1億円の赤字に、N社は中間期8.8億円の黒字が通期で一転して5.5億円の赤字になっている。②については、T社は中間期1.1億円の赤字が通期では一転して1.6億円の黒字になっている。同様に、N社は中間期4億円の赤字が通期で一転1.3億円の黒字に、T社においては中間期7.5億円の赤字が、通期で一転11億円の黒字に、等上期・下期において損益が大幅に逆転している会社が数多くあった。

次にこれら以外の例として、中間損益の数倍・数十倍の通期損益(赤字及び黒字)を計上した会社もかなり見受けられた。

赤字を大幅に増やした会社についてみると、例えば、F社は中間期65百万円の赤字が通期では17億円の赤字に増えている。中間期の25倍の赤字ということである。同様に、F社は中間期2.6億円の赤字が通期で63億円(中間期比23.7倍)の赤字に、F社は中間期8億円の赤字が通期で70億円(同8.4倍)の赤字に、H社においては、中間期22億円の赤字が通期で125億円(同5.7倍)の赤字に、等である。

又、黒字を大幅に増やした会社をみると例えば、H社は中間期6百万円の黒字が通期で5.6億円の黒字に増えている。これは中間期の実に94.2倍の黒字ということになる。同様に、S社は中間期5百万円の黒字が通期で1.5億円(中間期比30倍)の黒字に、S社は中間期1.6億円の黒字が通期30億円(同18倍)の黒字に、M社においては、中間期5.2億円の黒字が通期で60億円の黒字(同11.5倍)に等となっている。

その外、中間期のほぼ2倍程度の損益を計上している会社、あるいは、経営成績の動向を知る上で、支障のない程度の中間損益を計上している会社も数多くあった。

そして、東京証券取引所の報告資料によれば、公認会計士等の中間監査意見はこれら全て「有用な会計情報を表示している」とのことである。

以上最近における中間期の「経常利益」について、通期損益との関係を見てきた

が、中間決算は通期損益の予測に役立つものでなければならないとする観点から、次のことが指摘できるはずである。

- ① 中間決算が通期損益の予測に役立つものであるかどうかについて、その立場により、いかに解釈に幅があろうとも、又、たとえそれが「中間財務諸表作成基準」に準拠しているものであっても、中間期黒字が通期で一転大幅赤字になるような中間決算は、中間決算制度の根源ともいべき通期損益の予測に役立つものとも、経営成績の動向を知る上で役立つものとも、いえないのではないか。
- ② 同様に、中間期赤字が通期で一転大幅な黒字に、又、中間期の100倍にも近い通期損益になるような中間決算も、通期損益の予測に役立つものとはいえないのではないか。

もしこれらが、通期損益に役立つとするなら、通期損益に役立たないといえることが他にどんなことがあるのか、到底私には理解できないことである。
- ③ 従って、中間財務諸表作成基準が要求している費用の繰延・繰上等中間期特有の処理をしても、それだけで、通期損益の予測に役立つことには結びつかず、「中間規則に準拠すること=通期損益の予測に役立つ」の公式は、かならずしもあてはまらない。あえていえば何の関係もないことを知るべきである。
- ④ 現行制度の下において、有用な会計情報には、「手続きとしての中間規則に準拠している限り有用な会計情報で、且つ、実質通期損益の予測に役立つ会計情報」と「手続きとしての中間規則に準拠している限り有用な会計情報ではあるが、実質通期損益の予測に役立たない会計情報」の二つがあることを理解する必要があるのである。
- ⑤ にもかかわらず、監査法人、公認会計士等は中間規則の中の「形式面・手続面」だけで有用な会計情報であるかどうかを判断しようとしており、実質通期損益の予測に役立っているかどうかの基本的問題については、素通りしてきている。等があげられる。

そして、これらの指摘に対し、とりわけ、中間損益と通期損益との間にあまりにも開きがありすぎるとする私の指摘に対し、いや、それは中間期以降の経営状況及び経済情勢の変化によるものであって中間決算はそれなりに有用なものだったのだ、と異論を唱えるものがあるとしても、それによって問題が解決されるというものではないのである。状況の変化を強調することが、むしろ、この制度の基本理念を否定し、その誤りを認める主張になっていることに気付かねばならない。

いずれにせよ、これらに関し、何らの是正が講ぜられないとすれば、「中間規則に準拠しているので、通期損益の予測に役立つ有用な会計情報ではあるが、実のところ、実質通期損益の予測に役立たない有用な会計情報」、というまるで何のこ

とか意味不明な状態が、今後も続くことになるのである。これが企業会計審議会並びに監査を受け持つ日本公認会計士協会がいう世界に類のない画期的制度の実態なのである。

とはいえ、中間規則に準拠してもこうなる以上企業の側に、中間規則に準拠し、且つ中間決算を通期損益に役立つものにせよ、と両方を望み企業に強要してもどだい無理な注文である。

とすれば、この問題の当然の帰結として、①中間決算を通期損益に役立つものとする理念をあくまで貫こうとするならば、費用の繰延・繰上計上のみならず当然に売上の繰延・繰上も可能な方向に修正、②手続きとしての中間規則に準拠させることに重点を置くとするなら、「中間決算が通期損益の予測に役立つものとする性格」そのものを排除し、従来の「期間独立主義」の会計理念に戻す。の二つ以外考えられないことになるが、ともに制度の根源に係わる問題である。

これらに関して、まず制度制定に参画した企業会計審議会及び監査側である日本公認会計士協会からなんらかの見解を示されることを期待したい。

(2) 損益予測は会計技術論として可能か

損益予測方法は確立されているか

中間決算は通期の損益予測に役立つものでなければならぬとされた。このことから、この制度は、損益予測が当然可能であることを前提としてつくられていることになる。しかし前提にしていいといえる程の損益予測技術が、はたしてあるのかなのか、あるとすれば一般に確立されているのかどうか、これが第二の問題点である。

この問題に関し、**企業会計審議会委員として、本中間決算制度制定に参画した著名な公認会計士のN氏は、前述の如く、「売上に上期・下期ばらつきのある企業の損益予測は、今の会計技術では不能である」と断じている。**この説でいけば、当然損益予測の方法はなく、確立されていないことになる。

それなら、売上に上期・下期ばらつきのない企業の損益予測は今の会計技術で可能ということになるが、これも疑問であり、このような論理はそもそもはじめから誤りである。

これまで、上場会社の業績予想と実績の関係はどうであったのか、検証してきたが、本稿では、52年11月期決算133社及び53年3月期決算249社の例について検証してみよう。予想数字は、52年11月期については会社四季報(東洋経済新報社・52年4集号)を、53年3月期については日本経済新聞(53年3月15日付、決算予想特集号)を、会社の意思が反映されているものとして、各々引用した。

はじめに売上高についてみると、ほぼ予想していた通りの売上を計上した 94 社 (25%)を含め、誤差率 1%から 5%までの企業が圧倒的多数(90%)を占め、売上高予想の精度の高さを示していた。この点から売上高予想についてはさしたる問題はないといえそうだ。

次に、損益予想について「経常利益」段階でこれを検証してみると、ほぼ予想通りの損益を計上した会社がわずかに 2 社、その外、黒字予想が一転赤字に、赤字予想が一転黒字に、等損益逆転の会社を含め、その誤差率、30%以下が 261 社、30%台が 24 社、40%台 21 社、50%以上 2000%台まで 74 社、等損益予想については売上予想誤差率をはるかに上回るものであった。

予想と実績との間で、開きのあるいくつかの例をあげれば、I 社は 100 億円の黒字予想がほぼ半減して 52 億円の黒字に、N 社は 27 億円の黒字予想が 44 億円の黒字に、H 社は 40 億円の赤字予想が 70 億円の赤字に、S 社においては 7 億円の黒字予想が一転して 21 億円の赤字に、T 社は逆に 5 億円の赤字予想が 11 億円の黒字予想に一転している等である。

また、ここで日本の代表的企業の一つである S 製鉄の予想数字の推移を参考までみておきたい。54 年 3 月期について、これまで第一次から第四次までの業績予想が発表されている。

まず、売上高については、第一次から第四次までの予想として、それぞれ 2 兆 5000 億円、2 兆 4000 億円、2 兆 3500 億円、2 兆 4000 億円と変化している。これに対し、経常利益の予想は、それぞれ 100 億円、200 億円、330 億円、700 億円と、かなりの開きで変化してきている。これを第一次予想と第四次予想で比較してみると、売上が 1000 億円減少しているのに対し、経常利益は逆に 600 億円(7 倍)も増加している。このパターンは、「減収・増益」の典型的な例といえるが、利益予想の精度に関していえばこれほど大幅な開きがでてくるという代表的な例でもある。

以上最近事業年度の業績予想と実績についてみてきたが、売上高予想については、たしかに精度が高いといってよさそうだ。それに対し、利益予想については、その誤差率、開き具合からみる限り、かなり困難であるか、あるいはまったく不可能なのではないかとさえいえる結果となっている。利益予測が技術的に可能で、その方法が広く確立しているなら、決してこのような結果にはならないはずだと考えれば、確かに、損益予測の方法はなく、確立されていないといえそうだ。

だとすると、これからも、損益予測は不可能であり、中間決算が通期の損益予測に役立つ判断できないことになる。となれば、会社自体、通期損益に役立つ中間決算など、やろうとしてもできないことになるし、監査する側の公認会計士も、企業会計を監査できないということになるはずである。

にもかかわらず、中間決算は通期損益の予測に役立つものでなければならないとし

ているのはなぜか。損益予測の方法はないのだと断じていながら、中間決算は通期損益予測に役立つものでなければならぬとしているのはなぜか。会計のプロたる公認会計士が損益予測の方法は現行制度ではないのだ、自慢するかのごとく断ずるのは一体全体どうしたことなのか。そして、日本公認会計士協会並びに個々の公認会計士は、損益予測の方法をもたずして、企業会計の何を監査しようとするのか、また、何を監査してきたのか、企業会計の良し悪しを論ずる前に、会計のグローバル化を論ずる前に、日本公認会計士協会と個々の公認会計士の能力がまずもって問われなければならない問題だと思うのである。

(3)問題をうみだした背景

以上、中間決算制度のもつ問題点について述べてきたが、次になぜこのような問題が生じたのか、その背景と原因について考えてみたい。

専門家といわれるほとんど大部分の人達の企業利益というものに対するイメージとして、売上が増えれば当然利益も増え、売上が減れば当然利益も減るという、固定観念にとらわれてきたことがまずあげられる。つまり、損益は売上にスライドするものであるから、売上がわかれば損益もわかるはずだという思い込みである。そして、この思い込みがなんら疑問視されることなく持ち込まれたのが、この中間決算制度だと私には思われる。

数期間の売上を併記させ、それによって損益を予測できると言うのも、売上の繰延・繰上を抜きにして、単に、費用の繰延・繰上だけで、損益予測に役立たせることができるという考え方も、損益予測の方法、技術はないのだと断じている一方で、損益予測に役立つものでなければならぬとしたのも、会計の原理・原則を理解していない専門家集団の誤った考え方から、導かれてきたものとも思われる。

しかし、増谷裕久教授も主張されているように現行財務会計が強制している全部原価計算制度の下では、「期間発生の人件費等いわゆる固定的費用（原価）が、直ちに売上に対応する売上費用（原価）とはならず、仕掛品・半製品・商品等棚卸資産に振替ってしまうことから、費用（原価）－売上一利益の関係は断絶している」のであって、あえて言えば、売上と利益は何の関係もない要素が入っているのであって、損益が売上にスライドするものでは全くないのである。

このことは、マクロの現象にしる、ミクロの現象にせよ、決算の形態として、増収・増益という分かり易いパターンで示されてきた一方で、増収減益・減収増益という全く相対立するパターンで示されてきたこれまでの事実からも明白である。

このような財務会計の仕組みから、売上がわかれば損益がわかるものでも、損益を予測できるものでもないし、まして、単に少しばかりの費用を繰延・繰上でいじってなんとかなるものでは全くないのである。**「専門家でさえ、損益は売上にスライ**

ドすると考えている」この幻想が問題を生み出した根本原因と思われる。

次いで、会計技術論としての損益予測の方法はあるのかどうかについてであるが、これに関しては、現行財務会計の範囲内で考えれば、たしかにない、もしくは困難なことといえても、現行財務会計にいわゆる「管理会計」「経営会計」を組み込むことにより、それなりに可能であるとしかいいようがない。日本公認会計士協会の最高責任者が、現行財務会計制度の下では、いかなる手法を使っても利益予測は不能であると断じているが、言語道断である。ことほどさように「利益予測のノウハウは会計の世界において確立されていないし、視野にない」「会計の世界は経営の実態とかけ離れている」これらが問題を生み出しているもう一つの原因といえる。

4. おわりに

しかしながら、今後において、たとえ損益予測の方法が広く確立されたとしても、中間決算を通期損益の予測に役立つものにするのは、依然不可能といえる。なぜなら、損益予測そのものが可能となっても、今度は手続きとしての中間規則に相反することとなり、中間規則自体の根本的是正がない限り依然目標達成の手段がないといえるからである。

このように、中間決算制度は、制度自体の矛盾により、決算する側の企業にとっても、監査する側の公認会計士にとっても、あちらを立てればこちらが立たずという、まことに困った状況に立ち至っている。投資家保護をうたった観点からも、今一度検討してみる必要があると思うのである。

中間期末時において、6ヶ月後の本決算期末の損益予測が会計技術上不可能とすれば、中間期の会計理念をこれまでの「年間予測主義」からかつての「期間確定主義」に変更し、その四半期実績をいかに素早くディスクローズし、そのスピードを誇ってみても、数ヶ月先の中間決算、通期期末決算では、一転大赤字、一転大幅黒字化等大幅に狂いが生ずるのは当然のことで、予想し、予測し投資しようとする投資家にとって得るものは何もないのである。しかも、半年先の予測さえ不可能だとすれば、1年後の次期本決算の予測数字などその信頼性はおして知るべしが実態ということになるのである。

これらを含めた企業業績データを集計・分析する公的経済機関、民間経済団体、大学研究機関、その他研究諸団体、学者個人研究者、とりわけ、わが社は赤字決算であるはずがない、もしくは、こんなに利益がでるはずがない、と一度でも素朴な疑問に思われた経験のある企業トップに、更にいえば、業績の下方修正ないし上方修正を行ったにもかかわらず、業績予想に狂いが生じ、その数倍に及ぶ結果や、赤字予想が一転大幅黒字化したり、逆に黒字予想が一転大幅赤字となり、企業運営上支障をきたし、辞任、退任に追い込まれた経験のあるトップの方、あるいは程度の差こそあれ、業績

予想面で、一度でも恥をかいた経験がある企業トップの方がたに、この拙文が目にとまれれば幸いである。

(あしがき)

本稿は、中間決算制度に関し、前回抜本的改正が行われた直後の昭和 54 年 9 月 (30 年程前) 社団法人企業経営協会の協賛により発表の機会を与えられたものである。今般、会計の世界のグローバル化と称し、約 30 数年振りに会計制度の大改革がなされたが、企業側からみた問題の本質はなんら変わっていないと思われるので、今般加筆し、改めて問題提起するものである。

現行会計制度の下ではいかなる技法を使っても利益予測は不可能であると、断じている公認会計士なる団体が存続する限り、また、このような制度のまま放置してきた企業会計審議会が存続する限り、日本の会計の世界に明日はない。と考えてきたものである。

会計諸ルールが、日本経済の重要なインフラの一つとするなら、日本経済の発展、改革のためにも勇気ある経営者、経理・会計関係者、実務研究者の出現を強く望むものである。臆病で私の意見に対し、賛成することも、反対することもせず、そのうちに折をみて、自分もそう考えていたんだと、いう程度の会計学者、会計関係者にご用はないと申し上げておきたい。

(結語)

会計に関する法規及び公の書きものは、会計の世界で生きることを人生の仕事とし、会計の専門家を自負する者の共通財産であり、共通責任である。

以上尊敬する商学博士沼田嘉徳先生の言葉を結語としたい。

加えて、私に重大な示唆を与えていただいた増谷祐久教授の論文に感謝を込めて……。

伊戸川 匡

略歴

昭和37年3月	青山学院大学 経済学部商学科卒
昭和37年4月	機械製造会社 入社(東証上場)
昭和54年6月	同 経理課長
昭和59年1月	同 経理部長
昭和63年2月	同 取締役 経理部長
平成12年2月	同 執行役員 経理部長
平成22年2月	同 顧問
平成25年2月	同 顧問退任・退職

入社以来40年余、一貫して決算業務に従事、業績予測、利益予測について研究を続ける。

主な論文(書名、出版社、発行年月)

「企業側からみた中間決算制度の問題点」 社団法人企業経営協会
昭和54年9月

発行所 (株)企業経営出版会
東京都中央区銀座4-11-2
印刷所 亀井印刷株式会社
TEL(543)2072

本資料ご希望の方は、余部がある限り実価でおわけいたしますのでお申し込みください。

社団法人 **企業経営協会**

東京都中央区銀座4丁目11番2号